

税に関する手続きをとりいれて



年末調整関係資料の提出

25年分の年末調整関係書類（総括表、給与支払報告書等）の提出期限は1月31日（金）です。

26年1月1日現在函館市に住所がある方に対し、25年中に給与の支払いをした事業所は、金額の多少にかかわらず、給与支払報告書を函館市に提出してください。

1月17日（金）までは市役所2階市民税担当窓口（☎21・3211）で、1月20日（月）から31日（金）までは市役所8階第3会議室で受付するほか、戸井・恵山・榎法華・南茅部の各支所でも受付します。早めの提出にご協力ください。

所得税等の確定申告会場が 税務署に開設されます

混雑のため受付を早めに締め切ったり、長時間お待ちいただいたりすることがありますので、なるべく早め（午後4時頃まで）にお越しください。

い。会場内にはコピー機がありませんので、関係書類のコピーが必要な場合は、あらかじめご用意ください。

期間 2月3日（月）～3月17日（月）の午前9時～午後5時

※ 土曜・日曜・祝日は閉庁

日のため受付なし。

会場 函館税務署

（中島町37番1号）

お問合せ 函館税務署

☎31・3171

給与支払報告書等の 電子申告ができます

市では地方税ポータルシステム（エルタックス）を導入しており、自宅や事業所のパソコンからインターネットを利用して電子申告ができます。

給与支払報告書の提出のほか、法人市民税・固定資産税（償却資産）の申告が可能です。詳しいことは地方税電子化協議会（☎0570・081・459）へお問合せください。

HP <http://www.eltax.jp/>

固定資産（償却資産）の申告

26年1月1日現在、函館市内に償却資産（会社や個人が事務所や工場、店舗などで事業に使用する、土地・家屋以外の資産）を所有している方は、その内容を1月31日（金）までに申告してください。

お問合せ 税務室資産税担当

☎21・3231

復興特別所得税の申告

25年～49年の各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとなります。

復興特別所得税は、25～49年の各年分の所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。また25年1月1日～49年12月31日に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されます。

お問合せ 函館税務署

☎31・3171

市道民税（個人住民税）の 特別徴収について

この制度は雇用主（会社）が給与所得者（従業員）に代わり毎月の給料から市道民税を天引きし、納入いただくものです。

▽給与所得者（従業員）の方
年税額を4期に分けて個人で納付する普通徴収と比べ、特別徴収は毎月の給料から天引きによる年12回の分割納付となるため、一回当たりの負担額が軽減されるとともに、納め忘れもなくなります。

特別徴収への切り替えを希望される場合は勤務先にご相談ください。

▽雇用主（会社）の方

市道民税の特別徴収は、法令上、原則として雇用主に義務付けられています。

特別徴収は、所得税の源泉徴収とは異なり、税額計算や年末調整をする手間はかかりません。市から事前に通知される特別徴収税額を毎月の給料から天引きし、翌月の10日までに金融機関で納めていただくこととなります。

北海道では市道民税の特別徴収の拡大を重点的にすすめており、函館市においても27年度から段階的に未実施事業所に対する特別徴収義務者の

指定が行われます。

お問合せ 税務室市民税担当

☎21・3211

確定申告などに必要な 証明書等について

国民年金・国保・後期高齢者医療保険の保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。確定申告等の際は忘れずに申告してください。

▽国民年金保険料

控除証明書は日本年金機構から送付済です。紛失された方は専用ダイヤル（☎0570・070・117）にお問合せください。

※ 昨年10月1日～12月31日にはじめて保険料を納付した方には、2月上旬に控除証明書が送付されます。

▽国民健康保険料

▽後期高齢者医療保険料
25年中に保険料を納付した方へ、1月下旬に納付確認書を送付します。

お問合せ 国保年金課

国保

☎21・3154

後期高齢者

☎21・3185